

戸田市防犯灯設置基準

平成20年10月1日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、市民の生命、身体及び財産に危害を及ぼす犯罪の防止並びに夜間における道路上の歩行者通行の安全を保持し、犯罪のない明るく住みやすいまちづくりに寄与するために、防犯灯を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「防犯灯」とは、市が設置及び管理する次条から第5条までを定めるものをいう。

(設置場所)

第3条 防犯灯の設置場所は、次の各号のいずれかに該当する場所とする。

(1) 市道で、市民の生活の用に供する道路で、既設の防犯灯、道路照明灯等の常夜灯の設置間隔がおおむね25メートルを超え、夜間の通行に支障があると認められる場所

(2) 市道で、市長が防犯上特に必要と認める場所

(設置灯具)

第4条 防犯灯の灯具は、自動的に点灯及び消灯し、終夜点灯するもので、原則として40W若しくは20Wの蛍光式又は同照度のLED式とする。ただし、道路形状等により市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(設置方法)

第5条 防犯灯は、原則として電柱への共架とする。ただし、灯具を設置するのに適当な電柱がない場合においては専用柱を立て、設置するものとする。

2 防犯灯は、隣接する防犯灯等から、原則25メートル以内の間隔となるよう設置するものとする。

3 防犯灯は、原則として道路部は4.5メートル以上、歩道部は3.0メートル以上の高さに光源が位置するように設置するものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成20年10月1日から施行する。

(防犯灯設置基準の廃止)

2 防犯灯設置基準（平成12年3月24日市長決裁）は、廃止する。

(経過措置)

3 この基準の規定にかかわらず、施行日前に設置している防犯灯については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成22年11月17日から施行する。